

令和7年第6回筑西市教育委員会定例会会議録

招 集 日 時	令和7年6月19日（木） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 から 閉会：午後3時05分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出 席 者	教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠 席 者	なし
傍 聴 者	なし
委員以外の出席者	教育部長：市塚文夫、副部長：吉原真由美、副部長：松本和能、副部長兼学務課長：稲川栄士、 学校給食課長：舘野満章、義務教育学校整備課長：久保田敏行、生涯学習課長：飯島知枝、文化スポーツ課長：成田佳輝、 明野コミュニティセンター長：長本敏介、しもだて美術館副館長：渡辺正法、指導課副課長：甲斐純愛 学務課学校総務係課長補佐：稲葉美沙子、学務課学校総務係主任：根本知尋
議 案	報告第12号 令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）の市議会提出について 報告第13号 筑西市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について 報告第14号 筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について 報告第15号 筑西市教育支援委員会委員の委嘱について 報告第16号 工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について （明野トレセン・武道館大規模改修工事） 報告第17号 筑西市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第18号 筑西市教育委員会処務規則の一部改正について 議案第19号 しもだて美術館運営協議会委員の委嘱について 議案第20号 しもだて美術館資料収集検討委員会委員の委嘱について
議事の概要	教 育 長： ただいまから、令和7年第6回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 報告事項に入ります。（1）令和7年第2回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等がございましたらお願いします。 草 間 委 員： 今回の一般質問で、仁平議員から「本物の音楽を子どもたちに地域に届けるコンサートの開催について」質問さ

れているようですが、具体的にこういった内容だったのでしょうか。

教 育 部 長： こちらは、市長が掲げる公約のうちの1つとして、市長からの答弁として「生の演奏から音楽を体感することは、子どもたちの感受性を育む良い経験になる」という話がありまして、市長の意向も踏まえた答弁をさせていただきます。実際の導入については、例年、青少年育成団体のイベントにおいて、茨城県警音楽隊などを招致し、子どもたちに直接演奏を聴いていただける機会を設けるなど、既に行われているコンサートや講演会もありますので、財源やバランス等に配慮しながら検討していきたい旨、答弁させていただいております。

草 間 委 員： ありがとうございます。
また、中座議員から旧明野地区小学校の廃校の活用についての質問があったようですが、現在の状況はどのようなになっているのでしょうか。

教 育 部 長： 明野地区の小学校については、5小学校あったうち、旧鳥羽小学校については解体、旧上野小学校については、通信制の高等学校ということで、賃貸借の契約を締結しております。残りの3校につきましては、令和6年度に事業提案型一般公募を実施し、事業提案があったのですが、学校跡地利活用事業選定委員会での審査の結果として、選定外となっているところです。今回の質問の中で、改めて公募を行うという市長の意向もありましたので、この後、学校跡地利活用検討委員会に諮ったうえで、年度内に公募をしていきたいと思っております。

草 間 委 員： 学校施設だからといって、教育関係にこだわった選定となると希望者があまりいないのではないかと思います。ニュースを見ていると、意外な活用を行っているところもあるようですので、間口を広げていただいても良いのかなと思います。

教 育 部 長： 学校跡地につきましては、公共施設マネジメントの観点からすると、廃校となった学校については、市としては活用しない方向性となっています。そのため、民間や公共公益団体に活用していただくことが前提となっています。学校という大きな施設を活用できる成功事例は全国的に見ても通信制の高等学校等が多く、あれだけの建物と敷地を管理できる事業者となると、現実的に難しくなるのかなと思われます。
また、体育館だけをスポーツ少年団などに貸すとなりますと、現在、暫定的な管理しか行っていない施設であるため、水道等についても飲み水として使用できない状況です。そのため、安全管理の観点からも、原則貸出しは不可とさせていただいております。

草 間 委 員： 利活用を図れる事業者がいなかった場合は、学校は解体する方向だと思いますが、解体した後の土地は市の土地のままということでしょうか。

教 育 部 長： 土地については、現在、すでに学校利用という目的を終えて普通財産となっており、今後は財務部所管となるのですが、建物等が既存のまま所管替えを行うことができないため、教育委員会において、解体・測量を行い、更地にしたうえで、所管替えを行うことになります。

教 育 長： よろしいでしょうか。
続きまして、（２）「令和８年二十歳の集い」の開催について、説明をお願いします。

生涯学習課長： 報告事項（２）「令和８年二十歳の集い」の開催について、ご説明いたします。

「二十歳の集い」の目的でございますが、大人としての自覚と責任を見つめ、自らの努力で人生を切り拓こうとする青年を、祝い励ますために開催するものとなります。開催日は、例年、成人の日前々日の土曜日としており、今年度は令和８年１月１０日の土曜日を予定しております。

対象者は、平成１７年４月２日から平成１８年４月１日に出生された方で、現在筑西市在住である方、また令和３年３月から令和７年１０月１日までに市外へ転出された方を対象としており、合計約１,０５０名を想定しています。式典参加者数は、過去５年の参加率７１％で算出しました約７５０名を想定しております。

式典会場についてですが、例年、下館地区、関城地区、明野地区、協和地区の４会場で開催しておりましたが、今年度からは上平塚地内にあります、ザ・ヒロサワ・シティ体育館といたします。１か所開催とする理由ですが、「今年度の対象者が全員、筑西市が誕生してから出生している」また、「筑西市誕生２０周年記念事業」の最後の事業になることから、筑西市の地域一体化醸成のシンボルとなるような式典とするため、１か所開催といたします。

会場の選定でございますが、式典参加者約７５０名と併せて、市議会議員を始めとするご来賓、中学校卒業時の担任の先生方等、関係者が約１００名いらっしゃることから、合計で約８５０名を収容する必要があります。しかし、８５０名を収容するホール等が市内にはなく、当面の間は、ザ・ヒロサワ・シティ体育館で開催したいと考えております。なお、式典当日は施設内を養生し、土足での入館を可能にするなど参加者の快適性を考慮していきたいと考えております。参加者数は、年々減少する見込みとなっており、今後市内ホールで収容可能となった場合には、再度会場についての検討を行ってまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、（２）「令和８年二十歳の集い」の開催について、説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

草 間 委 員： 土足での入館を可能にすると話がありましたが、準備が大変ですね。

生涯学習課長： やはり、女性の大半が和装での参加となることが想定されるため、履物が草履ということもあり、配慮が必要だと思います。しかし、体育館全体の養生を職員で行うというのも難しいため、業者への委託等も踏まえて検討を行っているところです。

教 育 長： よろしいでしょうか。

続きまして、日程3 議事に入ります。報告第12号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）の市議会提出について」、報告をお願いします。

学 務 課 長： 報告第12号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）の市議会提出について」、ご説明いたします。
令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）につきましては、6月4日に開会した、第2回筑西市議会定例会に提出している補正予算議案となります。

はじめに、歳入予算補正について説明をさせていただきます。所管課・学務課、款項・寄附金、補正額・110万円の増額をお願いするものです。こちらは、教育費関係事業への指定寄附として、下館筑西報徳壹圓塾様から10万円、関東道路株式会社様から100万円の寄附をいただいたものとなります。寄附金の使途につきましては、歳出予算補正でご説明いたします。

続きまして、所管課・文化スポーツ課、款項・市債、補正額・400万円、こちらは、協和地区保健福祉施設複合化事業債の増額をお願いするものです。

続きまして、所管課・明野コミュニティセンター、款項・市債、補正額・1,070万円、こちらは、明野コミュニティセンター改修事業債の増額をお願いするものです。文化スポーツ課及び明野コミュニティセンターのどちらの市債につきましても、事業費に充当を行い、詳細につきましては、歳出予算補正でご説明いたします。

次に、歳出予算補正について説明をさせていただきます。所管課・学務課、事業名・小学校教育振興事業、摘要・図書購入費、補正額・7万3千円、及び、事業名・中学校教育振興事業、補正額・2万7千円の増額をお願いするものです。これらは、教育関係事業への指定寄附10万円を市内小・中・義務教育学校22校分の図書購入に活用させていただくものでございます。

続きまして、所管課・学務課、事業名・中学校保健運営事業、摘要・庁用器具費、補正額・158万1千円の増額をお願いするものです。こちらは、教育関係事業への指定寄附100万円を活用させていただき、中学校及び義務教育学校後期課程の屋外にAEDを設置するため、AED2台と屋外収納ボックス5台を購入するものです。

続いて、所管課・義務教育学校整備課、事業名・小学校施設管理費、摘要・植栽管理・害虫駆除等委託料、補

正額・720万8千円、及び、事業名・中学校施設管理費、補正額・167万円の増額をお願いするものです。これらは、令和6年度に実施した樹木健全度診断の結果に基づき、小・中・義務教育学校において、倒木等の危険度が高い樹木の伐採又は剪定を実施するため、予算を計上するものとなります。

続きまして、所管課・生涯学習課、事業名・図書館施設改修事業、摘要・調査委託料、補正額・38万5千円の増額をお願いするものです。こちらは、令和7年3月に、中央図書館駐車場で発生した陥没の原因を調査するための費用となります。

続きまして、所管課・生涯学習課、事業名・図書館施設改修事業、摘要・蓄熱槽清掃委託料、補正額・34万1千円の増額をお願いするものです。こちらは、施設内を循環するタンク内の水に腐食生成物が発生しており、腐食した循環水を排出する必要があることから、現在実施している中央図書館空調機器更新工事の終了後に水の入れ替えを行うため、予算を計上するものです。

続きまして、所管課・文化スポーツ課、事業名・文化財保護事業、摘要・史跡管理委託料、補正額・16万9千円の増額をお願いするものです。こちらは、国指定史跡新治廃寺跡の見学を行う際に民有地を横断する必要があることから、土地所有者から見学用通路及び駐車場、史跡重要地部分を無償で借用し、借用した土地の包括的管理を地縁団体に委託するため、予算を計上するものとなります。

続きまして、所管課・文化スポーツ課、事業名・協和地区複合化事業（協和多目的研修センター）、摘要・施設改修工事費、補正額・418万円の増額をお願いするものです。こちらは、協和多目的研修センターの改修工事にあたり、軒天の破損等が判明したことから、当初予定していた改修工事に軒天部分の工事を追加するものとなります。

続きまして、所管課・明野コミュニティセンター、事業名・明野コミュニティセンター改修事業、摘要・空調設備改修工事費、補正額・1,189万1千円の増額をお願いするものです。こちらは、明野コミュニティセンター大ホール棟空調設備改修工事に係る建築資材・人件費が高騰したことから工事費を増額するものです。

次に、繰越明許費補正について説明をさせていただきます。所管課・文化スポーツ課、事業名・協和地区複合化事業（協和多目的研修センター）、摘要・工事監理委託料、翌年度繰越額・964万7千円、同じく、摘要・施設改修工事費、翌年度繰越額・2億999万円、また、所管課・明野コミュニティセンター、事業名・明野コミュニティセンター改修事業、摘要・監理委託料、翌年度繰越額・720万5千円、同じく、摘要・空調設備改修工事費、翌年度繰越額・2億3,548万8千円。これらは、歳出予算補正で説明いたしました、協和地区複合化事業及び明野コミュニティセンター改修事業に係る工事を発注するうえで、今年度内の工事完了が困難なことから、翌年度への繰越しをお願いするものとなります。

続きまして、債務負担行為補正について説明をさせていただきます。所管課・学務課、事項・校務用パソコン賃貸借（Ｒ７）、期間・令和８年度から令和１２年度、限度額・３億７,１７７万４千円の債務負担行為補正をお願いするものです。こちらは、学校教職員が使用する校務用パソコンについて、今年度中に令和８年度から令和１２年度分までを含めた賃貸借契約を締結するため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

続きまして、地方債補正について説明をさせていただきます。所管課・文化スポーツ課、起債の目的・協和地区保健福祉施設複合化事業、補正後限度額・５億２,６００万円、及び、所管課・明野コミュニティセンター、起債の目的・明野コミュニティセンター改修事業、補正後限度額２億１,８４０万円に変更をお願いするものです。どちらも、歳出予算補正で説明いたしました協和地区複合化事業及び明野コミュニティセンター改修事業に係る工事を実施するにあたり、その財源として地方債の借り入れを行うものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第１２号「令和７年度筑西市一般会計補正予算（第１号）の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

草 間 委 員： 校務用パソコン賃貸借に係る費用は、５年間で約３億７千万円もかかるのですか。

学 務 課 長： はい。しかし、あくまで限度額となります。この後、入札を行うことになるため、実際の金額については、今回提示している金額に比べて安価になってくると思われます。

草 間 委 員： 教職員のパソコンの費用でこれだけの金額がかかるとなると、児童生徒用タブレットの費用はもっと大変ですね。

学 務 課 長： 今回の賃貸借は、教職員が使用する６００台のパソコンを想定した費用ですが、児童生徒用タブレットとなりますと７,６００台に係る費用となります。ただし、児童生徒用タブレットの更新等に係る費用については、国の補助金を活用して対応することになります。

草 間 委 員： 児童生徒用タブレットに係る国の補助制度はどのような形なのでしょう。

教 育 部 長： 児童生徒用タブレットについては、おおよそ５年程度で更新していくことになっており、現在、県において仕様を集約して選定いただいた状況です。それにより、市においては今年度中に、リースとして５年間の契約を行うことを想定して準備を進めています。リースに係る費用ですが、リース業者に対して、直接、国からの補助金が支払われることにより、リース料が安価になった状態で、市はリース契約を締結する計画となっています。

- 草 間 委 員： G I G Aスクール構想の整備当初は国の補助もあり、一気に整備を行ってきたと思います。教職員用パソコンの更新で3億7千万円もかかるとなると、児童生徒用タブレットの更新は、国の補助がなくなったらとても大変ですね。
- 学 務 課 長： 今年度の児童生徒用タブレット整備に係る国の補助については、1台あたり5万5千円を上限に、その3分の2に対して国の補助金が充てられることになっております。
- 教 育 長： よろしいでしょうか。
続きまして、報告第13号「筑西市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。
- 学 校 給 食 課 長： 報告第13号「筑西市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
筑西市立学校給食センター運営委員会は、筑西市議会議員を始め、各団体の代表者により構成された組織で、児童生徒に提供される学校給食の安全安心を守るため、給食設備や給食内容、給食用物資の調達方法などについて調査審議を行っていただいている組織となります。令和6年度において2年間の委員委嘱を行いましたが、今回、一部委員に変更が生じたので筑西市立学校給食センター運営委員会規則第4条の3に基づき、前任者の残期間1年間の委員委嘱をお願いするものでございます。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第13号「筑西市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第14号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。
- 義 務 教 育 学 校 整 備 課 長： 報告第14号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
こちらの案件につきましては、先月の第5回定例会においてご説明させていただきましたが、その後、委員を委嘱していた者1名について、所属団体が役職の交代により、後任の方に対し新たに準備委員会の委員委嘱を行うものとなります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第14号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第15号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

- 指導課副課長： 報告第 15 号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
こちらの案件につきましては、先月の第 5 回定例会においてご説明させていただきましたが、今回、委員 1 名を追加するものとなります。第 5 回定例会時点では、委員 1 名の委嘱が決まっていなかったため、第 6 回教育委員会定例会でのご報告となりました。委嘱期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第 15 号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第 16 号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について」、報告をお願いします。
- 文化スポーツ課長： 報告第 16 号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について」、ご説明いたします。
こちらは、先月の第 5 回教育委員会定例会終了後の連絡事項において、皆様にご報告させていただいた案件となります。5 月 19 日月曜日に明野トレセン・武道館大規模改修工事に係る電子入札が行われました。入札成立後、相手方と工事請負契約の仮契約を締結し、6 月 4 日開会の筑西市議会第 2 回定例会へ工事請負契約の締結について議案を提出したところです。教育委員会定例会と入札のスケジュールの都合上、第 5 回教育委員会定例会において連絡事項としてお知らせし、本日、報告議案として改めてご説明させていただくものになります。
契約の内容についてですが、1. 契約の目的：明野トレセン・武道館大規模改修工事、2. 契約金額：2 億 2,990 万円、3. 契約の相手方：田中・アロウズ特定建設工事共同企業体、代表構成員：筑西市藤ヶ谷 2057 番地、株式会社田中工務店、構成員：筑西市成井 632 番地 24、株式会社アロウズとなります。
本工事は、明野トレーニングセンター及び明野武道館について、施設老朽化による雨漏り等で施設利用に支障が生じている状態であるため、大規模改修工事を実施するものでございます。工事内容につきましては、建築工事では屋根工事、外壁工事、防水工事を行います。電気工事では、トイレ電灯コンセント改修工事、呼出表示装置設置工事を行います。また、機械工事では、トイレ改修工事等を行う予定となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第 16 号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。
- 草 間 委 員： 契約相手方が共同企業体となっていますが、どうして 2 社の共同企業体として契約となったのでしょうか。
- 文化スポーツ課長： 母体は、代表構成員であります田中工務店となりますが、今回の工事内容が大規模工事となることから、契約期

間において1社での対応が難しいと想定されるため、共同企業体として工事を進めていただくというものになります。

教 育 部 長： 工事の契約については、実際には教育委員会においては、契約締結依頼を契約検査課に提出し、実際の契約業務は契約検査課において対応していただいております。その際に、工事請負業者の選定条件も判断されていると思われると思います。

塚 本 委 員： 工事期間中は閉館になるのですか？

文化スポーツ課長： 工事期間中は、足場も設営しますし、利用者の安全を考慮し休館とさせていただきます。こちらにつきましては、事前に利用団体等には説明を行わせていただいております。

塚 本 委 員： 工事期間はどれくらいを想定しているのでしょうか。

文化スポーツ課長： 議会の承認を経て、本契約を結ぶ流れとなるのですが、契約期間としては令和8年3月27日までを予定しているところです。

教 育 長： よろしいでしょうか。
続きまして、報告第17号「筑西市スポーツ推進委員の委嘱について」、報告をお願いします。

文化スポーツ課長： 報告第17号「筑西市スポーツ推進委員の委嘱について」、ご説明いたします。
筑西市スポーツ推進委員でございますが、市民がスポーツに親しむための環境づくりやスポーツ団体が行う行事への協力、指導など広くスポーツ推進のための職務を行っていただいております。
今回、筑西市スポーツ推進委員の任期が令和7年3月31日をもって満了を迎えたことから、筑西市スポーツ推進委員規則第4条に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、委員の委嘱をお願いするものです。委嘱いたします委員の人数は29名となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第17号「筑西市スポーツ推進委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、議案第18号「筑西市教育委員会処務規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第18号「筑西市教育委員会処務規則の一部改正について」、ご説明いたします。
制定改廃の理由、目的及び根拠についてですが、今回の改正につきましては、令和7年度筑西市行政組織機構の

改編に伴い、教育委員会における組織及び事務分掌等に係る規定の一部を改正するものとなります。

主な改正内容ですが、組織機構の改編といたしまして、生涯学習課の業務のうち、文化スポーツ部門を分離し、文化スポーツ課が新設されたことから、教育委員会の組織に文化スポーツ課を追加いたします。また、それに伴う事務分掌の見直し、文書記号の追加、その他所要の改正を行うものです。施行日につきましては、公布の日から施行することとし、令和7年4月1日から適用いたします。

改正の詳細についてですが、まず、別表第1について、現行では、生涯学習課に生涯学習係と文化スポーツ係の2つの係がありますが、ここから、文化スポーツ部門を分離し、新たに文化スポーツ課を設置いたします。続きまして、各課の事務分掌について、文化スポーツ課の新設に伴いまして、生涯学習課の事務分掌のうち、文化スポーツに係る事項を削り、新たに文化スポーツ課の事務分掌として規定いたします。また、しもだて地域交流センター、明野コミュニティセンター及び協和コミュニティセンターの事務分掌において、各課との連携に関する事項を規定しておりますが、こちらに、文化スポーツ課との連携につきましても追加いたします。続きまして、文書を発送する際の文書記号を規定した表でございますが、こちらに文化スポーツ課の記号、「筑教文ス」を追加いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

- 教 育 長： ただいま議案第18号「筑西市教育委員会処務規則の一部改正について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
- 塚 本 委 員： どうして生涯学習課は、2課に分けられたのでしょうか。
- 教 育 部 長： 元は生涯学習課と文化スポーツ課、それぞれ単独の課としてありましたが、市の組織機構や職員の定数管理の観点等により集約化の意向もあったのだと思われます。実際に1課に集約した結果、それぞれが管理する団体やイベント等の業務が休日に集中してしまい、業務量としても一人の所属長で対応するには多量となっている状態ではありました。そういった状況を、市の組織機構の検討時に、考慮していただいたのではないかと認識しています。
- 塚 本 委 員： 確かに1課に集約するには業務量が多いと思います。イベントのシーズンも重なっていると思いますので。
- 教 育 長： よろしいでしょうか。
- それでは、議案第18号「筑西市教育委員会処務規則の一部改正について」、賛成の方は挙手お願いします。
- 各 委 員： 【挙手全員】

- 教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 18 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 19 号「しもだて美術館運営協議会委員の委嘱について」、説明をお願いします。
- しもだて美術館副館長： 議案第 19 号「しもだて美術館運営協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
しもだて美術館運営協議会は、展覧会の企画実施について調査審議いただく組織です。筑西市しもだて美術館条例第 5 条及び筑西市しもだて美術館条例施行規則第 8 条において、当該協議会の委員は 10 人以内をもって組織する、任期は 2 年とし、再任を妨げない、とされています。現在 8 名の方に委員を委嘱しており、委嘱期間が令和 7 年 6 月 30 日で満了となることから、令和 7 年 7 月 1 日からの 2 年間について新たに委嘱するものです。8 名全員が再任となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま議案第 19 号「しもだて美術館運営協議会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、議案第 19 号「しもだて美術館運営協議会委員の委嘱について」、賛成の方は挙手をお願いします。
- 各 委 員： 【挙手全員】
- 教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 19 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 20 号「しもだて美術館資料収集検討委員会委員の委嘱について」、説明をお願いします。
- しもだて美術館副館長： 議案第 20 号「しもだて美術館資料収集検討委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
しもだて美術館資料収集検討委員会は、美術資料の寄贈等があった際に、美術資料の選定及び評価について審議いただく組織です。筑西市しもだて美術館美術資料収集要綱第 4 条及び第 5 条において、当該委員会の委員は 6 人以内をもって組織する、任期は 2 年とし、再任を妨げない、とされています。現在 5 名の方に委員を委嘱しており、委嘱期間が令和 7 年 6 月 30 日で満了となることから、令和 7 年 7 月 1 日からの 2 年間について新たに委嘱するものです。5 名のうち 1 名の方が新任となります。こちらの方につきましては、先ほどご説明しました、しもだて美術館運営協議会の委員もお願いしている方となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま議案第 20 号「しもだて美術館資料収集検討委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

協 議

草 間 委 員： 議案第 19 号で説明のありました、運営協議会委員と資料収集検討委員会の委員は兼任しても問題ないということでしょうか。

しもだて美術館副館長： はい、問題ありません。

草 間 委 員： 年にどれくらいの会議があるのですか。

しもだて美術館副館長： 運営協議会は、年に 1 回会議を開催していますが、資料収集検討委員会につきましては、美術品の寄贈等があった際に開催することとなっております。

教 育 長： よろしいでしょうか。

それでは、議案第 20 号「しもだて美術館資料収集検討委員会委員の委嘱について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 20 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程 4 協議に入ります。（１）その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和 7 年第 6 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。